

平成 21 年 12 月 16 日
独立行政法人 国民生活センター

お菓子里そっくりなせっけん等を誤食

最近、お菓子を模した小物が流行しており、ストラップやキーホルダーにお菓子型の飾りがついたものや、せっけんや入浴剤、キャンドルや消しゴムにも色や形、大きさ、香り、包装までお菓子里そっくりなものがある。実用的であり可愛いとのことで、ちょっとしたプレゼントとしてもよく使われている。

そのような中、せっけんや入浴剤をお菓子や飲料と間違えて食べたり飲んだりしてしまうという事故が起きている。PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）にも、食品と間違えてせっけんを誤食したり入浴剤を誤飲したとの事故が 2006 年度以降 9 件寄せられている（2009 年 11 月 30 日まで、件数は本調査のため特別に事例を精査したものである）。

せっけんや入浴剤は、大量に摂取しない限り重篤な健康被害はないが、高齢者の場合ちょっとした事故が長期間の体調不良の原因となってしまうこともある。そこで、誤食や誤飲を防ぐために消費者へ注意喚起を行う。

（イメージ写真）



*写真の被写体は食器を除きすべてせっけんや入浴剤です。

写真の商品は事故品と直接関係ありません

1. 主な事例

- ①**せっけん** *ここでは化粧石鹸、ボディソープ等身体用の洗浄剤全般を便宜上「せっけん」と呼ぶ
【事例 1】

姪の結婚式に出席した際に、披露宴の最後に花嫁からキャンディが一人ひとつづ

つ手渡された。孫には大きすぎるので姑にあげたが、一口食べてウツと言ったのでよく見るとせっけんを書いてあった。一部飲み込んでしまった。医者 の指示で牛乳と下剤を飲ませて事なきを得たが、しばらく口中がひりひりとしていた。表示が小さくせっけんとわからない。

(事故発生年月：2009年8月、長崎県・当事者：80歳代・女性)

【事例2】

デイサービスで通所した男性の下唇が腫れており、時間と共に上唇まで腫れてきたため医師の診察を受けてもらった。ケアマネージャーが確認すると、自宅にあったお祝い返しのせっけんが和菓子そっくりで、歯型がついており、本人は辛かったので食べなかったという。2日ほど唇は腫れていた。本人は要介護であるが認知症などはない。和菓子と間違えそうなせっけんである。

(事故発生年月：2008年12月、兵庫県・当事者：90歳代・男性)

【事例3】

友人から、食品と一緒に羊羹そっくりのせっけんをもらった。羊羹だと思い食べたところ、強い刺激を感じたのですぐに吐き出し、せっけんだとわかった。何度もうがいをして非常に不快な思いをした。食べてはいけないとの表示は細かな字で書かれていて役に立たない。

(事故発生年月：2007年12月、大阪府・当事者：60歳代・男性)

【事例4】

豆乳と大きく書かれているボディシャンプーを飲み物と間違えて家族に飲ませてしまった。よく見るとボディシャンプーとあるがわかりにくかった。

(事故発生年月：2007年5月、埼玉県・当事者：70歳代・女性)

【事例5】

お返しとしてもらったせっけんが、容器や形が和菓子そっくりで高齢の父が口に入れてしまい気持ちが悪くなり、しばらく食事も喉を通らなくなった。

(事故発生年月：2006年8月、群馬県・当事者：年代不明・男性)

②入浴剤 *ここでは、薬事法上の「医薬部外品」、「化粧品」、その他浴槽に入れる浴用剤全般を便宜上まとめて「入浴剤」と呼ぶ

【事例6】

街頭キャンペーンの粗品として配っていた入浴剤を、母が粉末ジュースと思い飲み込んで具合を悪くした。溶かして一口飲んでジュースでないことに気がついた。

救急車で運ばれ点滴を受けたが大事には至らなかった。パッケージにはりんごの絵とりんご果汁配合と大きく書かれていて紛らわしい。

(事故発生年月：2009年3月、神奈川県・当事者：70歳代・女性)

【事例7】

知人からフルーツの絵が描かれた個包装の入浴剤をもらったが、表面に英語の表記しかなく、粉末ジュースだと思いコップに溶かして夫に出したところ、少し飲んでしまった。夫はしばらく口の中がネバネバすると言っていた。よく見ると裏面に食べ物ではないとの注意書きがあったが小さい字で見えにくい。

(事故発生年月：2008年8月、静岡県・当事者：60歳代・男性)

【事例8】

粗品のパッケージにおいしそうな果物の絵が描かれていたので粉末ジュースだと思い、コップに入れ水を適量に入れてストローで飲んだ。塩辛い味がしたので裏を見たら赤字で「食べられません」と書いてあり入浴剤だった。口がネバネバして気持ち悪い。商品名が英語で書かれておりわからなかった。入浴剤ならそうと表示してほしい。

(事故発生年月：2008年8月、静岡県・当事者：50歳代・女性)

【事例9】

実家を訪ねた際、母が粉状のお茶を入れてくれたのだが、色と匂いが変だった。見ると袋には小さく「入浴剤」と書いてあった。母は味覚と嗅覚の衰えがある。既に数回飲んでいたので、医者にかかるほどではないが下痢をした。入浴剤はいただきものらしいが、お茶の新芽の写真と「お茶」の字が目に入る袋で紛らわしい。

(事故発生年月：2008年3月、福岡県・当事者：70歳代・女性)

2. 専門家からのアドバイス

東京都健康長寿医療センター研究所

社会科学系専門副部長 医学博士 平野 浩彦先生

① 食べ物だと思い込み、気づかず食べてしまうことは十分ありうる

人間は加齢により、脳の情報処理能力が落ちていく。新しい情報が入りにくくなるので、情報の取捨選択をする際に、これまでの経験に頼ったり、ひとつのことに捉われがちになっていき、思い込みが激しくなる。

せっけんや入浴剤をお菓子や飲み物だと思ってしまうのも思い込みであろう。高齢

者に限らず、このような商品があることを知らない人は、香りや形状で受けた印象と経験から、お菓子だと判断すればそう思い込んでしまう。「お菓子と同じ形状と香り、包装なのに、お菓子ではなくせっけんである」という情報は、人によっては情報過多である。口に入れればわかるはず、と思われがちだが、味覚や嗅覚は意識でコントロールできてしまうので、おいしいものだと思って飲めば飲めてしまう。

② 健康な人にはささいな事故でも、高齢者にとってはダメージが大きい場合がある

加齢とともに、身体機能を保ったり生活を営む上で備えている予備力は低下していくので、若い人にはささいな事故でも高齢者はダメージを受けやすい。一見若い人と同じように見えても、実は心身とも現状を保つことにはかなりの負担がかかっているため、何かのきっかけでいきなり重い状態に陥る場合がある。下痢や嘔吐が続くと急激に身体機能が衰えるのはよくあることである。

③ 高齢者に対する安全配慮が社会全体としてもっと必要ではないか

このような商品は子どもが誤食誤飲してしまう印象があるが、子どもの事故がないということは、子どもに対しては親など周囲の配慮が行き届いておりきちんと保護されているからであろう。高齢者に対しても、周囲の配慮、安全な環境づくりの認識が社会的にもっと必要であると考えられる。

3. 問題点

① 色や形、香り、包装を対象の食品と似せることに価値があり、まぎらわしい

これらの商品は本物のお菓子とそっくりであるという意外性を楽しんだり、形や色や香りを楽しむことも目的としているため、本物に似ているほど商品としての完成度は高いといえる。せっけんや入浴剤などの形や色、香りに規制はなく、食品に似せていても問題であるとはいえない。

② このような商品があることを知らない人や気づかない人もいる

寄せられている事例は不明の1件を除きすべてもらい物による事故であった。誤食誤飲をした人、させてしまった人は比較的高齢ではあるが判断力等に問題はなく、単純に食品と間違えたことによる。

このような商品が流行していることを知らない人もおり、「食べられない」「食べ物ではない」という表示があっても気づかず、見た目判断することがある。

③ 健康な人ならば誤食誤飲しても害はほとんどないが、高齢者には要注意

せっけんや入浴剤は、少量ならば食べたり飲んだりしてしまっても、身体への影響はほとんどなく、気持ち悪いくらいで済む。しかし高齢者の場合は、ちょっとした事故でも体調不良を起こすこともあり、心身共に立ち直りに時間がかかる場合がある。できるだけ誤食誤飲を防ぐ配慮が必要である。

④ 注意表示はあるがわかりにくいものがある

今回当室で購入したせっけんや入浴剤にはすべて、せっけん、洗浄剤の表示や浴

用である旨の表示があった。特に、食品に似せているものには「食べられない」「飲めない」などの表示をしているものもあった。しかし、デザインや文字の大きさ等から気がつきにくいと思われるものは見受けられた。また、注意表示は主に乳幼児や子どもの事故を意識した表現になっていた。

4. 消費者へのアドバイス

購入した人自身はせっけんや入浴剤だとわかっているとしても、それを知らない他の人は食品と間違える可能性がある。食品とは別にしておき、はっきりとわかるようにしておこう。

人にあげる際は、せっけんや入浴剤であり、お菓子や飲み物ではないということをはっきりと告げよう。高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者にこのような商品を贈る場合には、より一層の配慮をしよう。

5. 事業者への要望

商品がせっけんや入浴剤であるという記載、「食べてはいけない（飲んではいけない）」「食べられない（飲めない）」という表示をできるだけわかりやすく表示することを望む。

せっけんや入浴剤などは、箱には大きな表示があっても、ばらであげたりもらったりの機会も多い商品であるため、個々にしっかり表示をしてほしい。

○情報提供先

- ・ 消費者庁消費者情報課地方協力室
- ・ 日本石鹼洗剤工業会
- ・ 日本浴用剤工業会

<参考資料> せっけん等を誤食誤飲した場合の対処

1. 中毒に関する情報及び誤飲・誤食の相談

財団法人 日本中毒情報センター中毒 110 番

(大阪) 072-727-2499 (365日24時間対応)

(つくば) 029-852-9999 (365日9~21時対応)

* ただし、異物誤飲(プラスチック、石、ビー玉等)や食中毒、慢性の中毒(アルコール中毒、シンナー中毒等)や常用量での医薬品の副作用は受付けていない。

財団法人 日本中毒情報センター ホームページ

<http://wwwt.j-poison-ic.or.jp>

2. 石けんの誤飲等の応急処置

(日本石鹼洗剤工業会ホームページより抜粋)

<http://jsda.org>

○化粧せっけんを誤って飲んだ場合

【症状】

(1) 希釈液をなめたり一口飲んだ場合

●刺激(苦味)を感じる。

(2) 原体または多量の希釈液を飲んだ場合

●口腔や喉の痛み、下痢、腹痛、嘔吐が見られる。

【毒性データ】

●急性毒性(マウス、経口投与): LD₅₀値, 5g/kg以上

●催吐性あり

○家庭での応急処置

(1) 希釈液をなめたり、一口飲んだ場合

◎毒性上、ほとんど問題はないが、まず水で口をすすぐ。

◎誤飲したものを薄めたり、食道や胃粘膜を保護するために、念のためコップ1杯程度の牛乳または水、あるいは生卵を飲ませる。

◎様子がいつもと違う場合、医師に相談する。

(2) 原体(原液)または多量の希釈液を飲んだ場合

◎すぐにコップ1~2杯の牛乳または水、あるいは生卵を飲ませ、誤飲したものを薄めたり、食道や胃粘膜を保護する。

×無理に吐かせてはいけない。吐物や泡が気管にはいると肺炎を起こす可能性がある。

自然に嘔吐が生じた場合は、吐物を吸入しないように注意する。

◎嘔吐や下痢症状が激しかったり、様子がおかしい場合には医師に相談する。

<title>お菓子にそっくりなせっけん等を誤食</title>